

平成24年11月5日
 製品評価技術基盤機構
 バイオテクノロジーセンター

アジア・コンソーシアム第9回大会がチェンマイで開催
 —生物多様性条約下における、アジア地域の微生物資源の保全と持続
 可能な利用について—

<<概要>>

- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE、理事長：安井 至、本部：東京都渋谷区西原）バイオテクノロジーセンター（NBRC）が事務局を務める「微生物資源の保存と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」の9回目の年次会合（ACM9*1）が、タイ政府の協力の下、タイ・チェンマイで、10月25日から27日までの3日間にわたり開催された。
- 本会合は、NITE（NBRC）の提唱により2004年に創設され、以来9年間、NITEが継続的に事務局を務めており、東アジア及び東南アジア地域の微生物資源センターが参加している。
- 微生物資源の利用に対する世界的な関心の高まりの中で、今回の会合で、新たに4機関がACMメンバー入りした。特に今回、南アジアから初めてインドの機関が参加し、計13ヶ国22機関の共同体となった。
- 本会合では、生物多様性条約・名古屋議定書の採択（2010年）で微生物資源の利用における利益配分に対する期待が高まり、海外の各国における微生物の利活用について厳格なルールが適用されるようになっている状況を受け、参加機関間で微生物資源センターの役割や機能について議論し、①統合データベース*2への参加促進、②微生物資源の保全と利用のための人材育成、③名古屋議定書を遵守した微生物資源センター間の微生物移転の国際的メカニズムの構築の必要性についてコンセンサスを得た。



安井理事長（基調講演）



公開講演会の様子

<<背景>>

NITE (NBRC) は、アジア各国の微生物資源の研究者やその利用に係る研究開発政策担当機関の代表者との意見交換や、交流の緊密化・活発化を通じて、各国関係者間の理解を深め、生物多様性条約 (CBD) の枠組みの中でアジアを中心とした微生物資源の保存とその有効利用を図るため、アジア・コンソーシアム (ACM) を結成した。ACM については、NITE が事務局としてイニシアチブをとりつつ、これまで 10 年間かけてアジア各国との信頼性に基づく連携体制を維持、構築する場となっている。現在、情報ネットワーク、人材育成、微生物移転マネジメントの 3 つのタスクフォースが設けられ、それぞれ議論が進められている。

平成 22 年に開催された生物多様性条約の第 10 回締約国会議 (COP10) において、名古屋議定書 (NP) が採択 (10 月 29 日) された。この議定書により、微生物資源の利用に関して、今後新たに対応が必要になってくる可能性があることから、十分注意が必要である。このような状況の中、各国と個別に協議するのではなく ACM の場を活用し、関係者間の意識の共有を進めることが効率的かつ効果的である。開発途上国を含めた資源保有各国に継続的な ACM 参加を促しつつ、NITE が主導的に ACM における議論を展開している。

【用語解説】

- ・ACM: 正式名は Asian Consortium for the Conservation and Sustainable use of Microbial Resources。アジア各国の微生物資源の研究者やその利用に係る研究開発政策担当機関の代表者との意見交換と、交流の緊密化・活発化を通じて各国関係者間の理解を深めることにより、生物多様性条約 (CBD) の枠組みの中でアジアを中心とした生物遺伝資源の保存とその有効利用を図ることを目的に、2004 年に NITE が主導して結成した共同体。事務局は NITE が担っている。
- ・微生物資源センター: 微生物の培養株を収集・保存し、研究や教育などのために菌株の分与と情報の提供を行う機関である。カルチャー・コレクション (culture collection) とも呼ばれる。また、経済開発協力機構 (OECD) では、その発展型であるバイオ・リソース・センター (BRC) のガイドラインを提唱し、生物多様性条約における Ex-situ collection (生息域外コレクション) としての役割を重視している。
- ・生物多様性条約: 1993 年 12 月に発効した「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約: CBD)」のこと。生物多様性を守り、遺伝資源を持続的に利用していくための国際的な枠組み。現在のところ、日本を含む 192 カ国と欧州連合 (EU) が締結しているが、米国は締結していない。
- ・名古屋議定書: 遺伝資源の採取・利用と利益の公正な配分 (ABS) に関する国際的な取り決め。2010 年 10 月に名古屋市で開催された締約国会議 (COP10) で採択された。生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、遺伝資源と関連する伝統的知識などの利用によって生じた利益を提供者へ公正に配分することを企業などに求める。名古屋議定書は、50 以上の国・地域が批准して 90 日後に発効する。11 月 1 日時点で、8 ヶ国が批准している。

*1 ACM9 のプログラムについては、ウェブサイト <http://www3a.biotech.or.th/acm9/index.php> 参照。

*2 統合データベースのウェブサイトは <http://www.abrcn.net/index.html>。

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター計画課 神野、山田

電話: 03-3481-1933 FAX: 03-3481-8424

nite

National Institute of Technology and Evaluation

独立行政法人 製品評価技術基盤機構